（資料６）周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）

千代田区公契約条例に関するお知らせ（業務委託契約、指定管理協定）

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 　　　年　月　日　から　　年　月　日　まで |

　この業務は、千代田区が定める賃金下限額以上の賃金を適用従事者に支払うこと等が規定されています。

○千代田区公契約条例の適用従事者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 適用従事者 | ●正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第９条に規定する労働者）●労働者派遣法の規定により、当該業務に派遣される者 |
| 適用を受けない従事者 | ●同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人●労働者でない者（ボランティア、会社役員等）最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る｡）●特定公契約に従事した時間が１ヶ月あたり30分未満の者 |

○賃金下限額（令和７年度）

この業務の適用従事者は、千代田区が定める１時間当たりの賃金（賃金下限額）以上の賃金を受け取ることができます。　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 職　種 | 賃金下限額 | № | 職　種 | 賃金下限額 |
| 1 | 警備員 | １,４６３ | 5 | 栄養士 | １,５９２ |
| 2 | 保全管理員 | １,９６９ | 6 | 保健師 | １,６３４ |
| 3 | 清掃員 | １,３４４ | 7 | 看護師 | １,６３４ |
| 4 | 介護職 | １,３４４ | 8 | 上記以外 | １,３３５ |

○申出をする場合の申出先

　適用従事者は、賃金下限額以上の賃金を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 発注者 | 千代田区政策経営部契約課 | 〒102-8688千代田区九段南一丁目２番１号 | 03-5211-4156 |

※上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。